

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱【改正後（案）】

1 設置目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関が相互に連携しながら協力するため、「オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

2 協議事項等

連絡会議は、次の事項について情報交換並びに協議を行うものとする。

- (1) 配偶者暴力防止法に基づく被害者の保護に関すること
- (2) その他被害者の保護を行う上で必要な事項

3 開催回数

連絡会議の開催回数は、年1回を原則とする。

ただし、日常的な連携については、この限りではない。

4 構 成

連絡会議は、別表に定める機関をもって構成する。

5 運 営

連絡会議は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が招集し、主宰する。

6 事務局

連絡会議の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課に置く。

7 見直し期限

連絡会議は、令和7年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月27日から施行する

この要綱は、平成16年7月7日から施行する。

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

この要綱は、平成18年7月5日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月6日から施行する。

この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

この要綱は、令和8年2月26日から施行する。